

分散型エネルギー利用の促進に関する法律案 新旧対照表

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保、国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するよう、卸供給事業者及び第二十八条の三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

（業務）

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この号、第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定し、及び必要に応じて変更すること。この場合においては、送配電等

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するよう、卸供給事業者及び第二十八条の三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

（業務）

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （同上）

三 送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十一条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

業務指針の策定又は変更に先立つて、都道府県及び市町村に意見を述べる機会を与えること。

四〇九 (略)

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用の動向を勘案し、次の事項を定めるものとする。

一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

その他経済産業省令で定める事項

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次の事項を定めるものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、

毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物（全ての送電用の電気工作物を含む。）の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け

取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

3・4 (略)

5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保、国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。

二 振替供給を行うこと。

三 電気の供給を受けること。

四 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用

3・4 (同上)

5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

6 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

すること。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営又は国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

○エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)(附則第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(安定供給の確保)

第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等に鑑み、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及び国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用その他エネルギーの利用の効率化を推進すること並びに災害時におけるエネルギーの供給不足への対処のための体制の整備その他エネルギーに関する適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保険を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

2 (略)

(安定供給の確保)

第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかかるのみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関する適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

2 (同上)